

第四十回国会 大蔵委員会議録 第十号

昭和三十七年二月十四日(水曜日)

午前十時十五分開議

出席委員

委員長 小川 平二君
理事 黒金 泰美君 理事 細田 義安君
理事 毛利 松平君 理事 山中 貞則君
理事 有馬 輝武君 理事 平岡 忠次郎君
理事 堀 昌雄君

足立 篤郎君 大久保 武雄君
岡田 修一君 正示 啓次郎君
田澤 吉郎君 高見 三郎君
津雲 國利君 濱田 幸雄君
藤井 勝志君 古川 文吉君
坊 秀男君 吉田 重延君
久保田 鶴松君 佐藤 觀次郎君
田原 春次君 廣瀬 秀吉君
武藤 山治君 横山 利秋君

出席政府委員

大蔵政務次官 天野 公義君
大蔵事務官 村山 達雄君
(主税局長)
国税庁長官 原 純夫君
委員外の出席者 専 門 員 坂井 光三君

二月十三日

国民金融公庫職員の増員に関する請願(安倍晋太郎君紹介)(第八六二号)

同(倉石忠雄君紹介)(第八六三号)

同(有馬英治君紹介)(第八六四号)

同(宇野宗佑君紹介)(第八六五号)

同(上村千一郎君紹介)(第八六六号)
同(小川平二君紹介)(第八六七号)
同(小澤太郎君紹介)(第八六八号)
同(小沢辰男君紹介)(第八六九号)
同(大倉三郎君紹介)(第八七〇号)
同(大竹作摩君紹介)(第八七一号)
同(大野伴陸君紹介)(第八七二号)
同(大平正芳君紹介)(第八七三号)
同(菅太郎君紹介)(第八七四号)
同(木村俊夫君紹介)(第八七五号)
同(木村守江君紹介)(第八七六号)
同(藏内修治君紹介)(第八七七号)
同(佐々木秀世君紹介)(第八七八号)
同(坂田道太君紹介)(第八七九号)
同(島村一郎君紹介)(第八八〇号)
同(關谷勝利君紹介)(第八八一号)
同(園田直君紹介)(第八八二号)
同(田澤吉郎君紹介)(第八八三号)

同(田中龍夫君紹介)(第八八四号)
同(高橋清一郎君紹介)(第八八五号)
同(高橋等君紹介)(第八八六号)
同(津島文治君紹介)(第八八七号)
同(中村三之丞君紹介)(第八八八号)
同(野田武夫君紹介)(第八八九号)
同(八田貞義君紹介)(第八九〇号)
同(花村四郎君紹介)(第八九一号)
同(濱地文平君紹介)(第八九二号)
同(保科善四郎君紹介)(第八九三号)
同(坊秀男君紹介)(第八九四号)
同(毛利松平君紹介)(第八九五号)
同(吉田重延君紹介)(第八九六号)
同(山手満男君紹介)(第一〇二八号)
清涼飲料、嗜好飲料の物品税撤廃に関する請願(小沢辰男君紹介)(第八九七号)
同外八件(坂田道太君紹介)(第八九八号)
同外八件(福田越夫君紹介)(第八九九号)
同外五件(松本一郎君紹介)(第一〇九六号)

嗜好飲料、清涼飲料の物品税撤廃に関する請願(小沢辰男君紹介)(第九〇〇号)
同外七件(坂田道太君紹介)(第九〇一号)
同外六件(福田越夫君紹介)(第九〇二号)
同(小川平二君紹介)(第九〇四号)
同(森下國雄君紹介)(第一〇二七号)
同外五件(松本一郎君紹介)(第一〇九七号)
漆器、漆塗草子の物品税撤廃に関する請願(藤本捨助君紹介)(第九〇三号)
葉たばこの収納価格引上げ等に関する請願(羽田武嗣郎君紹介)(第九〇七号)
同(唐澤俊樹君紹介)(第一〇三六号)
同(中島巖君紹介)(第一〇九号)
政府関係金融機関の資金増額に関する請願(羽田武嗣郎君紹介)(第九〇七号)
同(唐澤俊樹君紹介)(第一〇三七号)
同(中島巖君紹介)(第一一一〇号)
写真機、フィルム等の物品税軽減に関する請願(鈴木仙八君紹介)(第九〇九号)
貸金業法の制定に関する請願(椎熊三郎君紹介)(第一一三七号)

陶磁器の物品税撤廃に関する請願外三件(島村一郎君紹介)(第一一三八号)
在外財産補償に関する請願(齊藤憲三君紹介)(第一一九九号)
同(宇田國榮君紹介)(第一二二一号)
同(椎熊三郎君紹介)(第一二二二号)
予約米減税措置廃止反対に関する請願(田中彰治君紹介)(第一一五〇号)
しよう脳事業転廃業者の補償に関する請願(橋崎弥之助君紹介)(第一一八五号)
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件
所得税法の一部を改正する法律案(内閣提出第五一号)
法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出第五二号)
通行税法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二号)
相続税法の一部を改正する法律案(内閣提出第二三号)
印紙税法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四号)
酒税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第八二号)
入場税法の一部を改正する法律案(内閣提出第八三号)
トランプ類税法の一部を改正する法律案(内閣提出第八四号)
国民貯蓄組合法の一部を改正する法

律案（内閣提出第七五号）

○小川委員長 これより会議を開きます。

本日の日程に掲載いたしました所得税法の一部を改正する法律案外七税制改正法律案及び国民貯蓄組合法の一部を改正する法律案の各案を一括して議題といたします。質疑の通告がありま

す。これを許します。横山利秋君。
○横山委員 主税局長は、この間中山参考人が言われたことや質疑応答をお聞きになったことと思いますが、それに關連して二、三お伺いをしたいと思います。

来年度の自然増収は四千八百億、私どもはこれについて疑念を持ち、中山さんも実際問題としてはそれよりもっと多いのではないかと感じを持たれたわけでありませぬ。私どもが数字をあげましたのは、本年がどうころんでも三千五百億以上の自然増収があるから、来年度四千八百億とすると、千三百億くらいの純増しかないということはいかぬものであろうか。三月の決算は前の所得を背中を負って行なわれ、九月の決算は法人が不況の影響を受ける。そうだとすると、それは少し客観的に見て過小に過ぎるのではないかと判断をしておるのですが、四千八百億の自然増収はいつ現在の想定をもつて考えられたものであるか、今日の情勢からいって、それに多少の修正を加える考え方があるのではないかと、まずこれからお伺いをします。

○村山政府委員 三十七年度の租税及び印紙収入の収入を見積るに当たりますして、前年度の当初予算に比べまして

四千八百七億の増加を見込んだことは御指摘の通りでございます。ただこれは、実は今年度の決算見込みベース、これを基礎にして見込んであるわけでございます。一つには、その決算見込みベースを、ただいま横山先生は三千五百億はかたからうというお話ですが、実はわれわれはそこまで見込んでおりませぬ。当初予算に対して、三千三百億程度出るのであろうというところをスタートにして見ております。

それから、いつ現在で見込んだかという御質問でございますが、これは一月十六日の閣議決定でもつて定められました政府の来年度の経済の見通し、この諸指標を大體基準にいたしまして、そういうベースの上で、各税ごとにこまかく積み上げて計算した答えが、今のような数字になっております。従いまして、四千八百億でございます。見込みに対しては増加するものと、こういう見込み方でございます。

○横山委員 毎年々々の自然増収が非常に多くて、そして剰余財源が非常に多いということ、この間論争をしたのですけれども、自然増収を推計するにあたって、その自然増収を少しは残すという考え方が、実際問題として伝統的にあるのではないかと、これは中山さんが、各方面に非常に強い。これは中山さんもおっしゃる通りに、多過ぎてあつても少な過ぎてあつても、それは同罪であるというお話があつたのですが、安易に流れて、自然増収というものをなるべく過小評価をして、そしてそれを予算編成のときに有利な財源にしよという考え方が、あなたの方に潜在意識としていつもあるのではないかと

これが強いのであります。そこでこの自然増収の細目にわたつての計算方式を聞こうとは思わないのですけれども、あなた自身はそういう考えが自分たちの脳裏にいつも潜在意識としてあつて、そういうことをお考えにならないのですか。

○村山政府委員 今御指摘のような、故意に控え目に少なく見るといふようなことはいたしておりませぬ。ただ、毎年々々自然増収が出て参りますのは、今までの経過は、確かに当初に比べまして決算は非常にふえておる。これは一番大きな原因といたしましては、編成当時見通された経済諸指標が非常に大きく動いておるわけでございます。つまり経済活動がそれだけ非常にふえてきたことが勢い自然増収を来たしたものであると思つておるわけでございます。今までのところを見ますと、実は当初予算当時に比べてどれだけ経済指標が伸びたかというのを見ますと、三十年來、三十年度におきましては九・九%伸びております。三十一年が一一・一%、三十二年は〇・六%、三十三年一・一%、三十四年一五・九%、それから三十五年では一三・六%、それから三十六年の現在の見通しでは、これはまだ実績は出ておりませぬが、現在の見通しは一〇九・八が一一・四・四に伸びると思つておる。これらの経済の、これは生産物価から見たGNPの伸び方を見ておるわけでございますが、この大きな誤差はやはり自然増収となつて現われてくる。それ以外に、見積もりの問題でございますから、もちろんこまかいところはいろいろあるかと思つておるが、大部分の原因は、当初予算当時に見込まれた経済諸指標が大

きく動いてきたといふところにあると思つております。

○横山委員 この間中山先生から伺つた意見について、政府側としての意見をお伺いしたいのですが、大臣や政務次官でなく、主税局長として、今後の税制改正の方向で——今の話はあとでもう一べん聞きますからいいです。今後の税制改正の方向として、あなたの忌憚のない意見が聞かしてもらへるのには、そう言つては失礼であります。今だと思つておるのです。この今の税制改正が一応答申が済んで、内閣委員会へ新しい税制調査会の法案がかかるのですが、この今の瞬間なら、あなたも自由にもが言えると思つておるのに、中山先生は歯どめ理論を婉曲ではありますけれども、かなりウェートを置いて、どうしても何かの歯どめがなくてはならぬといふことを言いました。あなたは今まで歯どめ理論をなるべく軽く扱おう、二〇%をのがれんがために非常に軽く扱おうという感じがいたしましたけれども、この歯どめの問題。それから第二番目には、調査会の構成について中山さんは意見を言いました。その構成については、私どももちよつと意見があるのではありませんけれども、いわゆる学識者をふやしてもらいたいという意見が一般論としてあつて、私どもとしてはたとえは通則法のようなものは経験者をもつと出さなければいかぬという意見も言つたのですが、この調査会の構成に關する問題、それから今後の方向として企業課税でありましたか、直接税、間接税の比較論等について説明があり、あるいはまた国税と地方税との問題については十分で

はなかつたけれどもという意見があり、最後に、私どもの質問に答えて、公平論についていろいろな角度から説明がありました。今日までの税制改正の進み方といふものについて、私どもも非常にいろいろの不満を持つておる。今後の税制改正については、ぜひとも、法案審議のついでといふことではなくて、政府側としても国会の審議を通じての各委員の意見といふものを取り入れる方法を考える必要がないか。さらに一歩進むならば、国会議員の参加といふことを考える必要がないかと思つておる。自由適達に、今後あるべき税制改正の方向並びにその運営、構成等について、私どもとしてはあなたの率直な意見を一べん伺つておきたいと思つておる。

○村山政府委員 率直に申しまして昨年とことしの税制改正、この両年度の私個人の感觸といたしましては、大體直接税、間接税あるいは間接税相互間におけるバランスは一応とれておる。だいたいどほごがなくなつて、非常に荒削りでございますが、その作業は一段落したといふような感じはあります。ただ全般といたしまして、日本の租税負担は、その所得の大きさに比べては相対的にはなお重いのだ。その意味では機会あるごとに減税が望まれねばならぬという感じがいたします。將來の問題として何か手をつけるかといふような問題がございますが、これは一応の体系としていろいろな点は残つておると思つておるが、とにかくは残り目に立つものについては荒削りの作業は一段落したのではないかと、今後は

もつときめのこまかい改正が、もつと深く掘り下げる必要があるであろうかと思われがちでございます。先ほどお触れになりました直接税、間接税の問題でございますが、われわれが今度の三年間の討議にあたりまして、中山会長も触れておられましたように、一番わからぬ問題が、間接税のいわゆる転嫁という問題が一体どういふことなるのか、それと市場の価格形成との関係が一体どういふことなるのか、はたして完全に転嫁するのかわるか、この辺の問題、そこまで申しますと、いわゆる直接税といわれる固定資産税のようなもの、あるいは場合によりましては事業税のようなものでありまして、何らかの意味で製造原価なりあるいは総原価の中に含まれる経費項目に当たるものは、これは実際の転嫁の関係といふものはどういふものであろうか、納税義務者が直接負担するに至るものであるか、あるいは価格形成の過程においてそれがどういふふうな転嫁していくのであろうか、市場価格は大体一本だとしますと、そのときに一体経済的、社会的にどんな影響を及ぼすのか、この突っ込んだ検討がございまして、なかなか直接税、間接税のバランスと申しましても、あるいはそれを通じまして景気調整の問題と申しましても、そのところの突っ込みはもう一歩われわれ自身が勉強不足ではなかったか、また三年間の審議ではどういふところで突っ込みをなすたのではないかと、十分できるだけの勉強いたしました、その上で直接税、間接税あるいは個々の税目の選択というような問題も、そういう基礎の上に立つてあらためて考えねばならないが、しかし、まあ全体として租税負担が所得に比べて重いと

うことだけはいえるように思います。それに関連いたしまして、先ほどの歯どめ理論の問題でございます。これも確かにある種の歯どめというものが必要であろうかと思つたのでございまして、率直に申しまして、中山会長も御指摘になりましたように、あの際二〇〇％といふことを言うことは、その意味で非常な意味があつたと思つたのでございまして、今後二〇〇％といふことがその歯どめ理論として適切なものであるかどうかという問題については、もう少し掘り下げて考えてみる必要があるのではないか。そのときどきの所得の大きさが変わつて参りますし、それから輸出需要も変わつて参ります。一番大きく変わりますのは景気の問題でございます。収入がどういふふうになつてくるか。ちよつと二〇〇％を打ち出したところは、中山会長もおつしやつたように非常にまだ重いと申して、しかも経済が毎年々々伸びて参りまして、自然増収が年々出てきたと申して、相当なる公共支出あるいは社会保障をやりますが、同時にまた減税もやつて、それで二〇〇％を結果的に得られた。ちよつとそういう時期であつたわけでございます。その意味で、二〇〇％といふものは、歯どめの一つのめどといたしまして、かなり重要な役割を果たし、またそれだけ実効性のあるめどであつたと思つたのでございまして。今後日本の経済がいろいろ違った形でまた動くであろうし、現在の負担の状況もまた若干変わつて参つておられますし、今後の財政の歳出の方の問題もございまして、新しいところを広く見まして、新しい意味の歯どめのような一種の用途を置くといふことは適切であろうかと思

ます。それからもう一つお話しになりました調査会の委員の構成について、学識者か経験者か、それから国会議員の方に加わつていただけたらどうか、こういうお話でございますが、率直に申しまして、今後の税制の問題が、先ほど申しました意味におきましてかなりむづかしい問題でございます。税制というよりも、むしろ今言つたような税というものの結核の機能、その帰着の形、こういうものを中心にして今後は検討が進められていくと思つたので、その意味ではむしろ先生のおつしやつたように学識者が中心になつた方がいいという感じは同感でございます。もちろん経験者を全然入れないという意味ではございせんが、もつと学識者の方のウェイトを強くした方が今後の税制調査会は適当であろうといふふうに考えられます。国会議員の問題につきましては、これは率直に申しまして、国会議員の方はやはり国会において議論していただいた方がいいので、調査会といふものは、またそれはそれとして、ほんとうに学識者なら学識者が集まつて、その角度ででき上がったものをまた国会において十分別の角度から練り直していただくと申す方が、結果においてりつぱなものができるだらうといふふうに私は率直に感ずるわけでございます。

公平論の問題も、先ほど申しました問題、ほんとうを言いますと、突き詰めてみないとなかなかわからないといふのがほんとうでございます。ただ、一般的に直接税は累進的であり、間接税は逆進的であるといふことがいわれています、その限りにおいてはそうだらう

と思つたわけでございます。この場合、間接税は完全転嫁が行なわれている、こういう前提に立つて実は計算が行なわれているわけでございます。実際には価格の中にそれが含まれて落し込んでおるわけでございます。その価格形成がどういふ限界要素、どんな利潤のもとに形成されるか。その場合に、やはり競争でございますので、税負担も含めてそれが一つの競争要素になつておるわけでございますので、ある線では価格が形成されますと、あるものにとつては、ただ理論的に考えますと十分なる転嫁の行なわれぬ場合も考えられる。あるいはそこまででなくとも、普通の差益が得られない。得られる差益が非常に少なくて、それが程度をこしますと税にまで及んで、税の一部転嫁はできないという問題もあるわけでございます。そういうところを十分吟味していかなければ技術的にも公平論はなかなかむづかしいのでござい

ますが、現実の問題として、今政治的な課題になつておりますことについて意見を伺いたいのですが、それはこつし、来年度は、間接税中心主義で、本委員会の決定をもつて附帯決議となつて実践に移り、間接税の大幅引き下げが行なわれる。それは本来消費者のもとに還元すべきであるというオーソドックスの意見をもつて私も主張し、政府側としても、減税分は消費者の利益にということでお力をおつておるという話も聞いておるわけでありまして、しかしどうも、努力をしておるといふことが、実際問題としてどこまでおやりになるのかわらぬか、この点について一まつ疑念なしと私どもしてないのではありません。通行税から、物品税から、あるいは酒税に至るまで広範な大減税を、一体どういふふうな恩恵を消費者のもとへ渡そうとするのか。通行税については、これはもう問答無用であります、そのままでいくのですね。それから酒税については、あなたの方として資料を出されておりますから、それは是非論は私どもは割合に判断ができるわけでありまして、ところが、入場税と物品税についてははしかく容易ではない。一体政府はどこまでそれをやるかとしておるのか。今お話しを伺つた純粋な理論的な問題として、あなたも、間接税の転嫁について、はなかなかなかむづかしいという率直な御意見を放つたのであるけれども、これが現実問題として入場税なり物品税について——しかし、さきさきながら、政府の考へておるようには、消費者にこの恩恵を全部やつてもらふのだといふような政治的な配慮でやつておられるのであるか、また結論はどうなん

であるか。その担当は一体どなたがやっていたらよいか知りませんが、政府内での担当を明らかにして欲しい。一説によりますと、いや、それはまあさきま前に、今のうちに準備を上げておいて、そうしてそれを下げるか、あるいはかつかつてありましたように、六カ月前にまあまあやっていたら、あとまた上げればいいのだとかいうふうないろいろな憶測が行なわれて、政府は、かけ声としては消費者に恩恵を与えるのだ、全部与えろのだと言いつつ、その行方がきわめて疑問視されているのでありますから、この間の経緯を一つ具体的に明らかにしていただきたい。

○村山政府委員 今年度は、御指摘のように、昨年度のこの委員会におきまして決議の趣旨等を十分参酌いたしまして、間接税がむしろ中心になっておるのでございます。大体六割は間接税の減税に充てられておるのでございませう。間接税の減税は、たゞいま御指摘のように消費者の負担を軽減するということにそのねらいがあるわけでございますので、われわれは減税によってその分だけ現実に値下げという形で現われることをもちろん期待しているわけでございます。そのようになるように今も努力しておりますし、今後とも具体的にこの問題を詰めて参りたいと思っております。

○物品税で申しますと、三十四年に減税しております。そのときの値下げのあとの経過が出ておりますので、それを調べてみますと、大部分は減税額相当額くらい下げっております。ものによりましては減税額以上下がっております。大体

税は製造段階にかかっております。普通はマーシンの率は率でまわっておりますので、その税込みの製造者価格に対するマーシンの卸がまきまり、またそれに對して小売のマーシンの卸がまきまり、それが下がりますので、そのマーシンの部分もおそらく引き続いて下がった結果であろうかと思つております。最近におきまして物品税の課税対象を見ますと、相対的には業界において競争が激しい品物でございます。むしろ買手市場のものが多くございまして、環境はこの前よりもさらに悪いことにならうと、達観してそういうふうに見ているわけでございます。ただ問題は、その間接税にいろいろのむずかしい問題があることは、これは容易に御想像できると思つて、われわれ気がついておる一つの問題は、すでに下がるというのを予定するものであります。買手控えが行なわれるわけでありまして、そういった点から、メーカーの方ではストックをかかえてはたまりませんので、実施前に下げていく気配のものによつては相当あるわけでございます。特にその季節製品、夏場を中心にならつておる製品につきましては、場合にやりますと、その以前に値下げをしていかなければストックをかかえて金繰りに困る、こういう問題があると思つておる。その場合一体どういふ下げ方をするのか、この問題が一つあります。これは言つてみますと、減税前に下げることにいたしますから、それだけメーカーの方はマーシンの切下げでございます。

もう一つの問題は、物品税につきましては、もとより四月一日前に移出しては、四月一日当時市場にまだあり、消費者には渡らないものについては、製造場に戻せば戻税の制度があるわけでございます。確かにこれは課税になつて出たということでは、消費者の手に渡っていないことをはつきりさせる意味で、製造場に戻せばそれは新旧税額の差額は戻税することになります。各物品を集めてその戻税手続をとるといふことになりまして、運送その他の関係で物理的にできないものもあると思つておる。そういった点から、その分だけまたメーカーの負担になつてくる。それは負担してもいいという議論もございまして、それは減税以上の負担である。本来四月一日から減税するというのをそれ以上のことになつて、結局メーカーのマーシンの吐き出すということに帰着するだらうと思つておる。これに對して、とてもそれで経営が成り立たぬから、その分についてはあとどうしてはしいとか、こうしてはしいとかいふいろいろな問題はあつておる。そういうことまかせの問題を一つ一つ詰めて参りまして、最終的にはねらつておる減税の趣旨に消費者の利益になるようにということ、ねらいにしてここにきめて参りたいと思つておるわけでありまして、この実際の指導に当たりますと、われわれも法案、制度の改正について責任を持つておる。われわれの方、それから執行面の方の指導をやるのはもちろんですが、同時に、メーカーの方の主管官庁は主として通産省でございます。入場税等につきましては、これは厚生省の許可になつておりますので、それぞれ

関係官庁と緊密な連絡をとつて、今後とも具体的な指導に当たつて参りたいという考えでございます。

○横山委員 本委員会は、実は、よかれあしかれ、先般の決議の中でこういうことを決議しておることに留意しなければならぬ責任があるのです。それは、私の申しますのは少し矛盾があるのではありませんが、今の物価値上げの責任は池田内閣にあると私どもは主張しており、その意味において全消費者にこれの恩恵を与えるべきだということ、政治的な最高理論として私も優先して考えておるのです。しかし、本委員会の決議の中に、たとえは入場税等において、私の記憶するところには間違ひがなければ、映画あるいは演劇等はテレビに非常に圧力を受けておるといふような文句があつたか私には覚えておるわけでありまして、これが本委員会の決議の内容としてよかつたかどうかについては議論があります。

ありますが、そういうような原因もまた一部になつたとは言えないと思つておる。私が今政府側にお伺いしておりますのは、物品税にしろ、入場税に全部還元をするというお気持ちで徹底をされるおつもりであるか、あるいはそれぞれのケース・バイ・ケースに多少のウェイトをもつて臨んでおられるのか、その点を一べんはつきりお聞きをしたい、こういう考えでお伺いしたいのであります。もう一度その点について隔意のない意見を伺つておきたいと思つておる。

を軽減するところにありますので、それだけ現実に値下げという形で実現させたいということに進んで参ります。

○横山委員 基本的には、という意味はどういう意味なんですか。私どもも、物価引き下げ運動を徹底的にやるべきだ、多少の問題があつてもこの際そうすることが今日の経済情勢上必要なんだというお気持ちでおるのです。しかし、政府側もそういうふうなお気持ちの各方面の意向を聞いてみると、まあ言うは言うけれども、実際問題としてはなかなかできないだらうというふうな意見が各所にあつて、それで今日の物価引き下げ運動に骨が入らないという感じがしておるわけなんです。一番最初は政府の減税問題は、一体どこまで徹底をなさるおつもりであるか。本委員会がおるのでありますけれども、しかしながら、今日の政府の考えというものは一体どこまで徹底されるのであるか。基本的にはとおっしゃるが、それでは、基本的には基本的であるけれども、状況いかによつては、業界の今日の疲弊なり何なりについて考えられるというお気持ちを含んでおるのか、この点を一つ明確にしておきたいと思つておる。

○原政府委員 私、横合から飛び出すようにございまして、ただいまの物品税その他の減税に伴う末端価格がどういふふうになるか、どういふふうにするかという問題になります。と、現場に足を持つております私どもが相当働かなければならぬという角度もございまして、先般私どもの方が相当努力をいたしております。また

関係各省にもずいぶん努力をしていただいております。その辺のところを若干申し上げて、ただいまの御尋ねに御参考までにお答えしたいと思います。主税局長からお話がありました通り、今回の減税の大義名分、つまり大衆負担の軽減ということを実行するに際しては、これは私も今回の減税について、政府側の人間としても最高の要請として置くべき点だと思っております。すでに昨年暮れ以来私どもとしては機運を醸成するというのに努力して参っております。新聞紙等でごらんのこと、この関係は、ムードは強くなってきています。これには新聞等に対するいろいろなPR、説明もいたしました。また、関係の各業界また各官庁とは密接に打ち合わせております。大体物価問題でありますから、当面の第一次的責任官庁はたまたま申しました通産省、運輸省、厚生省というようなたたりが表面に出るわけでありますが、私どもも税務行政をあくまでこの意味で、やはり減税があれば、減税分が消費者に及ぶというような角度から配慮するという意味で、各省と御連絡をとっているわけでありまして、それらの若干の感觸を申し上げます。

まず、酒税についてはあまり御察問のないようなお話で、これは私どももかなり戻税制度、戻し入れ制度というようなものの活用によって、四月一日から、若干ビール等についてダッシュのつく点がありますけれども、ほとんど完全に減税分が消費者に渡るということにできると思っております。

物品税系統では、私どもの部課が話をしておる団体も、当然この団体に連絡をとってありますし、また関係各

省はそれぞれ所管の業界について、団体のあるものは団体を通じて御指導に参りまして四月一日からの値下げを確保にしたいという気持ちから、未納税で出さずというのを認めることを二月一日から始めております。これはつまり高い税率であったものが四月一日にたなわろしくであるということであれば、それを安く売りたいということでは困るというか、苦しいだろうということから、二月の初めから出すものについては、四月一日以後に売ることになるであろうと思われ、そのことには未納税で出させる。そして御売なりあるいは蔵置場なりというところには置いておいて四月一日減税になりまして、さあといつてそこから引き取つてもらうときに新しい税率でいくというふうな制度にいたしてあげます。これが四月一日にきちんとしておられることに相当大きな役に立つであろうというふうに思っております。

ただこれは完全にその間のタイミングが一致するようにいくためには、何十万あるかわからない小売業者の店舗にまで未納税で出させるということにしないといかないのですが、これは率直に申しましてどうして行政の任において引き受けかねるというので、やはり卸売場あるいはまたまいった何らかのところがというようなことになりまして、どうしても四月一日に小売の店にある品物がちょうど新しい低税率の適用のあつた最初のものであるというふうにはなかなかいきかねると思つて、その意味で業界に苦しいとか、従つて若干時期をどうとかあるいは値下げの程度をどうとかいうような議論は出

ておらないではございませぬ、出ておられます。私どももいたしましてはそれに対して極力四月一日にそろえて完全に値下げをするようにという態度で臨んでおりますが、そのうち四月一日にびしゃつとそろえてというところは論理的にいうと必ずしも貫徹し得ない面があると思つております。その辺をどういふうにこなすかというあたりが、関係各省の一番苦心の存するところでありまして、極力この全体のムードを盛り上げて、それによつて参る。しかし私どもも不当に業者のムードに圧倒されて、非常に損が出るというふうなことは、必ずしも理屈に合うかどうかという点になりますので、その辺は品物によつても違ふと思つて、ある程度のものでありますならば思い切つてやりなさい。こまかい話になります。値下げが百円、税率が下がった、小売価格百円だけ下げるのでは足らぬという議論もあり得るわけですが、マージン率というのを考えますれば、マージン率をかけたただ上乗せして下げろという議論も出るわけ、そこは問わぬというところが一つの話題になりまして、そこは問わぬかわりに、若干苦しい点があつても思い切つてやりなさいという議論をしてはいるのが現状であります。通行税あたりはおそらく合いますか、これは完全にできる筋合いのものであります。入場税が一番——これは御案内かと思つて、私ども話をしておつてもめていたところ、興行関係の人たちは必ずしもまだいまのところ全額値下げをすめるといふことはしてきておりませぬ。半分程度というふうなお話で、あ

れるからいい映画を作つてもらう、いいものを作つてもらうという意味で製作会社に戻すというふうな意見を言うておられますが、これについてはただいま政府側としては、何と申しますか、対峙の状態でもつと詰めて議論をしたいというふうな思つております。率直な感じが、これから改善するのだから減税の一部を業者のふところにおさめるといふのは私としてはとりたくなかと思つて、やはり改善は改善、減税は減税、ただ先ほど来議論のありませぬ、若干議論が複雑になる場合がある、若干議論が複雑になると思つて、それがあつたらうかというあたりが勝負だろうという気持ちで応待いたしております。大体私どもが第一次の責任各省と一緒にこの問題について参っております。事務の経緯、申身は大体以上の通りでございます。

○横山委員　こまかいことですが、入場税の話が出ましたので、ちよつと意見を言ひながら、あなたの方の御回答をいただきたいと思つて、入場税の免税点については、政府案としては何か三十円というところと与党との間で話し合ひがついてはいるのでありますが、この点については私は実は案としてほつと大幅な免税点を持つて政府側に申し入れをしておつたのであります。これが十分なところであります。いざれ法案そのものについては入場税法のところ十分審議をいたすのであります。免税点というものを一律にお考えになつておやりになつたような気がしてならぬのであります。と言いますのは、今いろいろと興行がある中でプロレスのようなものがあるいは村の芝居に至る

までいろいろ問題があつて、従来も入場税のたびごとに議論が出て、一律に扱ふようなことはいかがなものであろうかと言つておりました。

特に私が今日例に出したいと思つてのは児童演劇であります。子供のために、ブークとかいろいろ子供のため演劇を現在細々ながらやつておるのであります。これが今回の政府案によつて免税点も税率も全部一律になつていくという点について、私はどうも政府側の深慮が足りないのではないかと、あれこれ重なり合つて木を見て森を見ないというふうな感じがあるので、行つて、親も子供の楽しむのを見て一緒に子供の気持ちになつて遊んでいく児童演劇については、これは法律を待たずとも政令でできると思つてあります。免税点三十円というふうなことで一律にやつていくということについては、少しその配慮が足りないのではないか。もとより今児童演劇と言つてもそんなにたくさんあるわけでもない。むしろ、入場税も全くと過小だと思つてあります。いろいろ政令を操作りになるときに、このような児童演劇、子供のための演劇からおとなのための免税点というふうなことにしては、一考を要するのではないかと、こう思われるのであります。いかがでありますか。

○村山政府委員　実は児童演劇のお話は今初めて伺つたわけでございます。これは主権者がだれであるかということによりまして、現行税法でも場合にすれば免税の道は開けてはいるわけでございます。ただ通常の株式会社な

るからいい映画を作つてもらう、いいものを作つてもらうという意味で製作会社に戻すというふうな意見を言うておられますが、これについてはただいま政府側としては、何と申しますか、対峙の状態でもつと詰めて議論をしたいというふうな思つております。率直な感じが、これから改善するのだから減税の一部を業者のふところにおさめるといふのは私としてはとりたくなかと思つて、やはり改善は改善、減税は減税、ただ先ほど来議論のありませぬ、若干議論が複雑になる場合がある、若干議論が複雑になると思つて、それがあつたらうかというあたりが勝負だろうという気持ちで応待いたしております。大体私どもが第一次の責任各省と一緒にこの問題について参っております。事務の経緯、申身は大体以上の通りでございます。

○横山委員　こまかいことですが、入場税の話が出ましたので、ちよつと意見を言ひながら、あなたの方の御回答をいただきたいと思つて、入場税の免税点については、政府案としては何か三十円というところと与党との間で話し合ひがついてはいるのでありますが、この点については私は実は案としてほつと大幅な免税点を持つて政府側に申し入れをしておつたのであります。これが十分なところであります。いざれ法案そのものについては入場税法のところ十分審議をいたすのであります。免税点というものを一律にお考えになつておやりになつたような気がしてならぬのであります。と言いますのは、今いろいろと興行がある中でプロレスのようなものがあるいは村の芝居に至る

るからいい映画を作つてもらう、いいものを作つてもらうという意味で製作会社に戻すというふうな意見を言うておられますが、これについてはただいま政府側としては、何と申しますか、対峙の状態でもつと詰めて議論をしたいというふうな思つております。率直な感じが、これから改善するのだから減税の一部を業者のふところにおさめるといふのは私としてはとりたくなかと思つて、やはり改善は改善、減税は減税、ただ先ほど来議論のありませぬ、若干議論が複雑になる場合がある、若干議論が複雑になると思つて、それがあつたらうかというあたりが勝負だろうという気持ちで応待いたしております。大体私どもが第一次の責任各省と一緒にこの問題について参っております。事務の経緯、申身は大体以上の通りでございます。

○村山政府委員　実は児童演劇のお話は今初めて伺つたわけでございます。これは主権者がだれであるかということによりまして、現行税法でも場合にすれば免税の道は開けてはいるわけでございます。ただ通常の株式会社な

るからいい映画を作つてもらう、いいものを作つてもらうという意味で製作会社に戻すというふうな意見を言うておられますが、これについてはただいま政府側としては、何と申しますか、対峙の状態でもつと詰めて議論をしたいというふうな思つております。率直な感じが、これから改善するのだから減税の一部を業者のふところにおさめるといふのは私としてはとりたくなかと思つて、やはり改善は改善、減税は減税、ただ先ほど来議論のありませぬ、若干議論が複雑になる場合がある、若干議論が複雑になると思つて、それがあつたらうかというあたりが勝負だろうという気持ちで応待いたしております。大体私どもが第一次の責任各省と一緒にこの問題について参っております。事務の経緯、申身は大体以上の通りでございます。

ら株式会社あるいは普通の人がやっておる、別に社会事業としてやるわけでもないというふうなことでございます。と、お話しした通り免税点は同じ三十円なら三十円で切られるわけでございます。

○横山委員 主権者がだれであるかというよりも、見る人がだれであるかということに入場税としては力点を置いてもらいたい。子供がブークを見たり私もの間つくづく考えたのでありますが、親子そろってテレビを見ておると、テレビの中に実にかがわしいものやくだらないものが一ぱいある。テレビでもラジオでも、子供の健全な思想を発達させるためのものが必要であると思っております。しかしそれがなかなか成長をせずに、浮かび上がったのは消え、また消えては浮かび上がるような今の児童演劇の状況なんです。あなたは今お話しになったように、児童演劇についてあまり深い知識をお持ちにならぬようですけれども、これは一つ村山さんも、そういう児童演劇を見るような子供さんはいくらもいらっしゃらないかもしませんが、一回これはぜひ検討をして、おとも子供も三十円の免税点だ、今どき三十円で健全な子供の見るものができるかどうかどうか。子供に見せるということは、本質的に採算、営業を度外視してかかりませんといふのができないんですから、本質的に児童演劇なり児童映画なりといふものは、採算をまず捨ててかからなければならぬのです。そういう点を考慮すべき必要があると思っております。重ねてあなたの御意見を伺いたいと思っております。

○村山政府委員 現在の入場税法は御案内の通り演劇、映画等についてはすべて第一種でやっておるわけでございます。従来は料金区分はございまして、今度の改正案では料金区分はなくなり一律になっておるわけでございます。税率を一〇％に引き下げるということでございます。先ほど見る方の側で考慮する点はどうか、これも一つの考え方であろうと思っておりますが、現行の入場税法の立て方は、その辺は何分にも間接税でございますものだから、かなり一律的な取り扱いをいたしまして、ただその主権者が営利のためではなくて、それでやりまして上がりました。剰余金を公益のために使う、こういう条件のもとにすべて免税していただくわけでございます。おっしゃいます児童演劇がどんな形で、また内容がどの程度のものか、またどれくらいの子供たちを集めてやっているかというふうな点を十分検討いたしました上で、慎重に検討すべき問題だと思っております。ここで中身も知らないでお答えするのはもう少し控えていただきたいと思います。

○横山委員 けっこうでございます。一べん十分に児童演劇の状況を調べていただきまして、政府側として善処をせられるよう要望しておきたいと思っております。方向が全然変わるのでありますけれども、本委員会は、過般二年ばかり前に、税理士法について決定をいたし、それに附帯決議をつけました。その税理士法を審議するに際しまして、一つには税理士会が、私どもの言いかたをもちてすれば弁護士会的な方向に独自性を持ってもらいたいことと、それから各県に一つでありますかに統合しても

らいたいこと、そしてあらゆる税理士は税理士会に強制加入という重い問題を、われわれもそういう条件において了承をしたわけなんです。ところが今日全国の税理士会を見ても、東京は三つですか、名古屋、東海におきましても二つ等々、全国の税理士会がわれわれが法律を通してやつたにもかかわらず、努力があるかどうかそれは知りませんが、結論的にはいささかも改善をされていなくて私どもは思うのであります。それはお答えは努力をしたとおっしゃるかもしませんが、こんなことなこういう状況について、そんなことならばわれわれがいろいろな議論の末やとすら思われるわけでありまして、かて加えて最近におきまして国税通則法の小委員長八田東京税理士会の会長は、まあ表向きは一身上の御都合でか知らぬけれども、私どもの見るところでは、通則法の問題に關連をいたしまして税理士会が反対の決議をしたという状況になっておやめになったと伺っておるわけでありまして、それは多少余談ではございますが、税理士会について私にもう一べん、一つてこ入れをする必要があるのではないかと、法律の実施要項だけはすつたもんだやつてきめて、ようやくその実施の移管をされたそうでありまして、そういう権限だけは移管をする、しかしながら法律の組織上の要請に対して実行をしていらないという点、どういふ行政指導をなさつておられるのか、その点はいささか私はふに落ちない点も発見するのでありまして、その間の経緯を一つ伺いたい。

○村山政府委員 ただいまのお話は、三十六年のその前の改正、たしか三十二年か三十一年の改正だと思っております。それで、その当時いろいろ品位を失墜する税理士の問題がありまして、これに對して会が自主的にだんだん品位を高めていく方向が望まれて、そのためには会に入れた方がよろしいというところになって、そこへ入らなければ業務ができませんという、いわゆる間接強制の形でできました。その際、御指摘のように原則として各国税局一つ、しかし暫定的にたまたま御指摘になりましたように五つあるところもありました。三つあるところもありました。三つあるところは現状のままです。その後われわれは実際名古屋大阪の国税局長を介して経験で申しますと、実際には統合の機運も相当あったのでございまして。最後はなかなかむずかしい問題でございまして、すでに基本財産などはできております。それぞれをどうやるかという問題、それからあと役員等の問題も出ては消えておるといふのが実情でございます。何しろ人事問題、財産問題でございますので、当時われわれ一線の国税局長といたしましては、強行するということまでには至りませんでした。できるだけ法の精神に従って運用されるべきものでありうというふうな考えでございまして、將來の問題といたしましては、実は昨年の国会で税理士法の改正を審議していただきまして、今後税理士の試験制度を含めて、あるいは業務のあり方、それらについて全面的に再検討の上、今の税理士制度について必要な改正を加えて、早い機会に本国会に出す、こういう予定を申し上げておるわけでございます。おそろくこの国会が済みましたあたりからこの問題に本格的に取りかかりまして、三十九年度の通常国会までには成案を得て提出したい。その際に今の会の問題等についても十分検討を加えたいと思っております。先ほど通則法の問題に關連して申し上げた東京の会の問題が出ました。私は本人から直接通則法その他の關係で伺つたところによりまして、実は通則法の問題ではございまして、何でも会の会則の問題だそうでございます。それらの問題で、会長としては長くなつたし、どうも会長として、自分で正當と思われたいと思つて、いろいろなこと責任を引き受けかねるということでおやめになったように聞いておるわけでございます。

○横山委員 だれが国税通則法で失敗しましたから私はやめますとあなたに言う人がおっしゃるようには見えておらないのです。この点は十分、村山さんも、あの会長をやめさせた直接の動機といふものをどう世間が見ておるかというところは、お考えにならないければならぬと私は思うのでございます。それはまあいづれ機会をあらためますが、各県に一つというのは、法律事項でしか、原則として。

○村山政府委員 各県ではございませぬ。各国税局の単位ごとに一つという法律でございまして。

○横山委員 それじゃ、あなたの言いかたもつてすれば、法律事項できめたことが実は問題があるんじゃないんですか。あなたのおっしゃるようには、基本財産があり、役員問題でなかなかでき

そうもない。浮いたり消えたりして、
まだ強制的にやらせるわけにいかぬか
から見通しがつかぬ、こういうことは法
律をきめるときから大体わかっている
ことじゃないですか。一体法律が実際
にでき上がるのはいつごろとあなたは
確信を持っておられるのですか。私は
別にあなたに強制的に税理士会にそれ
を押しつけるというわけじゃありません。
しかし、法律はそういうことを想定
定をしてきめたわけでありまして。あな
たの方から提案されたわけでありま
す。税理士会も納得したわけでありま
す。それが、法律にはきめて、法律の
いいところだけ享受をして、そして自
分たちのむずかしいことは実行しな
い。結果的に言えばそうなんですよ。
実行しないということは、税理士会に
対して大いに責むべきことではないの
か。財産や役員の問題があつてできな
いということとで放置されるべき問題では
ない。そんなら法律は無視されておる
のだから、法律を変えて複敷制にした
方が、現状に合っているとと思うので
すが、いかがでしょう。

○村山政府委員 実は、本国会におき
ましても、その困難性は十分実際問題
としてあるということが認められまし
て、法律の附則におきまして、現在あ
るものは当分の間そのままです。よ
しい—期限を定めることができな
いものです。当分の間がついておる
かどうかは今確かめませんが、付則で、
やはり困難性を認めてそのことは書いて
あります。しかし本法に書いてある
ところから、法の本質とすることに
はやはり国税局一つということに
あろうかと思つていますが、困難性はやは
り当時からあつたわけでありまして。そ

のように法律の付則で定められておる
わけでありまして。
○横山委員 もう数年もたつて、今の
あなたの考えでいけば、当分の間は永
久というふうに解せるを得ない。私
はこの点について嚴重に政府の怠慢を
責めておきたい。

同じような問題で、過般も私もが
指摘しておいたのですが、青色申告会
と大阪の納税協力会というものは一体
どういうふうな理解をしたらいいの
か。青色申告会というものはわれわれ
は公的に考えて扱つておるのでありま
すが、ひとり大阪の納税協力会という
ものが異色ある存在として各界の人を
何か役員にしてやつておられることに
ついて、いつか指摘をしたことがある
。国税庁側としては、あれはあれま
まになさつておくつもりなのかどう
か、全国の青色申告会の内容と
して将来持つていかれるのであるか。
こまかいことを言うのはきよは避け
たいと思うのでありますが、とかくの
話はどうも大阪の納税協力会の辺から
私は聞こえてくるような気がしてなら
ないのであります。あの扱いについ
て、あれはあれというふうな国税庁側
としてはお考えでおつき合いをなさる
おつもりであります。この点を伺つて
おきたい。

○原政府委員 税務行政をやりま
す。納税者側の協力と申しますか、
協力というよりも、税務というものは
納税者のやることと税務官吏のやるこ
とと両方が一体になって税務関係は
できるわけでありまして、納税者側
にいろいろやっていただかなければなら
ぬ。これにつきましても、納税者個々
ではなかなか専門的な知識もないし、

税についてのいろいろの扱い、段取り
というものがわかりにくい面が多いと
いうので、税務官吏自身が納税相談的
な立場でいろいろ努力するように努め
させておりますが、それだけではどう
しても不十分であるということから、
いろいろの面、団体が自然発生的に、
あるいはまた私どもの側でもこれを応
援するとか、そういうようなことが
あつてきておるが、法人会と
の青色申告会でありまして、法人会と
並んで非常に有力な、たゞいま申しま
したような団体の一翼をになつてお
ります。たゞしこれはお話し公的など
いうのではなく、青色申告の制度は
公的でありまして、青色申告会は自然
発生的ないわば官民の協力の一つの形
としてきておるものであります。大
阪局管内ではずっと昔から納税協力会
というものがございまして。本質的に
は、税について納税者が何か専門的な
問題について、あるいは税のいろいろ
の手續について助けを借りたい、相談
したいというような媒体として、そうい
う団体があるということでありまして、
納税協力会をつぶして青色申告会
を作るといふのがよろしいかどうか、
必ずしもそう一がいに言えないのでは
ないかという態度で、今までも
大阪の管内には従来の納税協力会が働
き、それが今も大いに活動してくれて
おります。私といたしましては、これ
を他の各局と一律に青色申告会とい
うので置きかえるという気持は今のところ
持っておりません。たゞこのうな
体につきましても、ただいま申しまし
たような面が解けてあつて不明朗な
面が出ぬとも限りません。つまりいわ
ゆるポズ的な存在と申しますか、それ

ができてくるということになりますと
よろしくないもので、これは青色申告会
につきましても法人会につきましても
同様であります。そういうようなこと
のないようにということには私ども戒め
ておるつもりでございますが、そうい
うような態度で参りますならば、大阪
における納税協力会も、他の地域にお
ける青色申告会あるいは法人会と同様
りつばな機能を果たせるのではないか
というふうな考えで対処しておる次第
でございます。

○横山委員 こういふことは、私は私
どもの責任として何言つてもいいと
思つておるのでありますが、国税庁と
それから国税庁に關係いたします外郭
団体との關係におきましては、常に公
正明朗な協力關係というものをいつも
いつも長官としては配慮をしてもらわ
なければならぬと私は思つておるわ
けであります。納税貯蓄組合との關係に
いたしましてもあるいはそのほかの青
色申告会、法人会あらゆる關係にお
きましては敢て協力が明瞭に行なわれ
る、そして不当な便宜供与が行なわれ
ないつまた不当な干渉が行なわれない
それは先ほど言及いたしました税理士
会についても同様であります。自主的
な運営が行なわれ補助金を出すなら
出すで、正々堂々とこれが行なわれ
いかなければ、何か水がたまつたとき
にはそこでポウフラがわくということ
が、私は今申しませんけれども、私
の手元に二、三の問題が来ておるわ
けであります。こういうことが放置され
ましたのではますますそこから不正な
あるいは腐敗した事実が發生するわ
けであります。あなたが最近職員の方
の問題を取り上げておられるのであり
ますけれども、それは少し—まあ長

官のことです。職員のといふ
うに言つた方が穩当である意味にお
いておつしやっておるかもしれませ
んが、敢て本能寺である、そういう外
郭団体の方にあなただけあなたの部下
にあらば、これは私は決して問題の解決
ならぬと思つて承ります。承りますと、あ
なたは年末ですか通牒をお出しにな
りまして、年末の忘年会やなんか、職
員は業界のそういうものに出席しては
ならぬとう通牒をお出しになつたそう
で、私は非常にけつこうなものをお出
しになりましたという感じがいたし
ました。現に私の知る人も招かれたの
でありますけれども、こういう通牒が
出しておりますからと言つて断つた
いうのであります、近來の快事だと
私は思つておるわけでありまして。た
だそういうことが単に形の上でなくし
て、もう一步奥深く進んで、あなた
の言ひづらひ、聞きづらひも十分に
一つ聞いてもらつて、単に職員を自
身にやるばかりでなく、全体の零
気をつかんでおやりにならぬといか
ぬと思つておる、この点いかがであ
りませう。

○原政府委員 全然お話し趣旨に同
感でございます。ただいまお話し具
体的な事案というふうなもの、この
席でない方が実は私には都合がいい
のですが、伺うことはせむ何わして
いただきたい。私みたいなポジションの者
にはなかなかあなたのそういうまこと
に困る面が映つてこないおそれがある
と思つております。そういう意味で常々
いろいろな方からいろいろな面から
いろいろのことを伺いたいと思つてお
ります。私は大へん情けない話であり
ますが、そういうようなことがいろいろあ

○原政府委員 全然お話し趣旨に同
感でございます。ただいまお話し具
体的な事案というふうなもの、この
席でない方が実は私には都合がいい
のですが、伺うことはせむ何わして
いただきたい。私みたいなポジションの者
にはなかなかあなたのそういうまこと
に困る面が映つてこないおそれがある
と思つております。そういう意味で常々
いろいろな方からいろいろな面から
いろいろのことを伺いたいと思つてお
ります。私は大へん情けない話であり
ますが、そういうようなことがいろいろあ

○原政府委員 全然お話し趣旨に同
感でございます。ただいまお話し具
体的な事案というふうなもの、この
席でない方が実は私には都合がいい
のですが、伺うことはせむ何わして
いただきたい。私みたいなポジションの者
にはなかなかあなたのそういうまこと
に困る面が映つてこないおそれがある
と思つております。そういう意味で常々
いろいろな方からいろいろな面から
いろいろのことを伺いたいと思つてお
ります。私は大へん情けない話であり
ますが、そういうようなことがいろいろあ

るのではないかと心配いたしておりま
す。暮れの通達も考えようによつては
行き過ぎではないかという非難もある
かと思いましたが、たゞいま御費用を
いただいては大へん心強くなりがた
く思います。一そうそういう気持で今
後部内を戒めてやつて参りたいと思
いますので、よろしくお願ひ申し上げ
次第であります。

○横山委員 その次の問題としては、
明年度の国税庁の運営に関する問題で
あります。私どもが一昨年来税務行
政の民主化と言つておつたことに對し
まして、あなたは、親しみやすい税務
署、以下三項目ですか、おあげになり
ました。しかし、一般納税者が感じて
おりますことは、今度の国税通則法案
の発足を境にいたしました。どうして
もやはり中から以下、特にその中の
小企業に風当たりが一そう強くなる
し。それから人格なき社団の大衆団体
に對して一番苛烈な徴税の波が来る
ということが、これはもう疑いを入れな
い雰囲気となつておるわけでありま
す。過般本委員会で、私どもは法人
に對しても少し強い措置をもつて臨
むべきであると言いましたら、最初あ
なたは、いや、法人は帳面もしつかり
しておるからという態度をもつて臨ま
れたのであります。その後法人関
係の調査官を充実させられた、先般も
昨年の御報告によれば、一件において
数億円のものを調査中である、さらに
これを進めたいというお話がございま
した。もしそれ、私どものかねての主
張を、あなたの方で御採用になつたと
すれば、まことにけつこうなことでご
ざいます。しかし、それとして本

年定員の若干の増がありました。ただ
全般をおつて余りあるものは、いわ
ゆる国税通則法攻勢と申しますか、そ
ういう雰囲気はどうしても抜け切らぬ
ような気がして仕方がないのです。こ
の点について、私は先般中山参考人に
もし中山さんのおつしやるような利子
税を下げて、不服申し立て機構の拡充
をするということだけであるならば、
これはもう出直した方がよろしい。そ
れは現行法を改正することによつて実
行ができるのであるから、この際一つ
そういう印象、雰囲気は不必要に出す
ことを避けた方がよろしい、こう言
ましたら、中山参考人は、自分は実は一
番この通則法には弱いのだ、知らない
のだ、だから御意見として伺つておく
ということでありました。私は実は言
葉を返さなかつたわけでありましたが、
中山さんがこれほど納税者に大影響を
もたらしておる国税通則法が、一番私は
弱い部面ではないのだとおつしやる
たことについて非常な失望を受けたわ
けであります。しかしそれは中山さん
の話であり、今満天下の納税者が一番
通則法のムードに對して心配しておる
ことは、通則法がかりにどうなろう
と、それが国税庁一般の雰囲気である
と考へておられますことは、もし、そう
でなかつたならば、あなたの方としても
よほど考へていただかなければならぬ
ことだと思ふ。歴年私は徴税行政の民
主化と言ひ、あなたはあなたの立場と
してやり方は違ふけれども、徴税行政
を民主化したいというておられるなら
ば、さらに百尺竿頭一步を進めてや
つていただかなければならぬのです。が
その意味において、あなたに聞くのは
おかしいかもしれませぬけれども、今

度提案されるような国税通則法である
ならば、あれは基本法ではないのであ
りますから、ああいふ案であるならば、
現行法を改正した方が私はよろしい。
これが納税者の誤解を解く大きな要素
だと思ふし、これが第一であります。
第二番目としては、法人に對する
調査がさらに徹底してしかるべきで
ある。このためにかねて推進をされて
おります法人関係の特別調査官なり、
あるいは職員の都市集中なりという
ところに一そうの努力をして、大体この
職員のバランスもまだ十分だと私は
思ふわけでありまして、不十分な中でア
ンバランスがありますからこそ非常に
無理がかかつてくるわけでありまして、
予算の中で定員がきまつてしまつた今
日言うのはいささか時期を失しておる
感じはありますけれども、いささか繁
忙で足りないところへ職員の増加をお
考へになつたらどうであらうか、こう
考へるわけです。

○原政府委員 第一の国税通則法に關
するお話でございますが、これは主税
局長の方からお答へするのがなにかも
しれません。私の感じといたしまし
ては、お話の通りの角度、つまり納税
制に不利ではないかというやうな問題
点が、議論の過程においてはいろいろ
議論されたのでありますけれども、最
終案として提出されましたものに
ましては、そういう議論の多いものに
ついてはなお議論を重ねようという態
度で引つ込められて、税制全般を統一
的に見るために必要な規定、また納税
者のためにいろいろな不服の申し立て等
について、従来よりもより進んだ立場
を与えようという種類の規定を中心と
しまして、お話し、これが全体に徴

税攻勢を強化することになると
言われるのは、私はわかりません。従つ
てどういふやうな項目でおつしやる
のか、これは少し主税局長の方であり
ますが、私にお尋ねでありますので、
私はそういうやうなせしめはほとんど
ないのでないかというふうに思いま
すので、十分そのポイント、ポイント
について検討を重ねていただきたいと
いうことをこの際お願ひいたしたいと
思ひます。

後段の、中小のものに對してきつ
するよりも、大企業に對して、また都
市的なところに對して力を注ぐやうに
というお話であります。これは全然
同感であります。全般といたしまして
て、五万の職員をどういふ仕事にどう
配置するかというのは非常に重大問題
でありまして、私は、一昨年長官を拜
命いたしました。私に、一昨年長官を拜
命して、そして昨年の初めごろを
頂点としてその案をまとめまして、た
だいま定員の再配分、これはもうす
でに決定して実行しておるわけであり
ますが、住宅その他の関係で、まだ完全
にはいつておりませんが、大体五、六
割のところまではもう済みました。な
お引き続いて諸般の条件、環境条件を
整えてやつて参りたい。この再配分の
趣旨は、やはり法人が多くなる、かつ
法人における問題が多いというやうな
ことから、概して申しまして、所得税
関係並びに徴収関係から、法人を主と
し資産税を従として、そつちの方に人
を回すということをやつております。
この思想は、やはり中小的なものより
もより大きなものという考へ方であり
まして、税務行政全般についても、た
だいまお話しになりました三本柱の第

一として、近づきやすい税務署になれ
というのを私申し上げております。これ
は、率直に言つて、私が申しましたか
らといつて、全職員に徹底するのはな
かなかむずかしいと思つております
が、これはもう何としてでも、何代か
かつてでも徹底してもらいたいとい
つてもいいやうな思ひ、まあじりじり
とそういうふうにはなつてくるものと
思つてやつておるもので、せつかく
御応援も願ひたいと思つ次第でござ
います。

○大法人に關しましての特別調査官の
制度は、昭和三十五年度にスタート
いたしました。当初三人、昭和三十六年
にさらに三名増加になりました。三十
七年度さらに同数程度の増加を予算で
認められましたので、相当な陣容が整
う。一人の特別調査官に六名程度の部
下がつきますので、合計いたします
と五、六十名の人数がこの仕事に携
わるやうに相なるということになりま
す。この事績につきましましては、先般、
あれは三月終りでありましたか、四
月ごろ、昭和三十五年度分の大体の成
果を申し上げて、たしか増差がそれ
によつて非常に大きく五十億程度出た
ということを申し上げたいと思ひます。
その後特別調査官は増員されたべ
いで一生懸命働いてくれております。
何分大法人は経理も非常に広範でむ
ずかしいので、調査官の仕事も大へん困
難が多いのであります。よくがんば
つて、たゞいませつかくこの面にお
ける税務行政の進度を大にするとい
うことを努力しておるところでありま
す。本日はその用意をいたしてござ
いますので、またしかるべき時期にこの
中間的な御報告はいたしたいと思ひま

すが、第二に言われましした角度、つまり大きなものには今までよりもより力を入れるということは、まさにそういう態勢であり、それは定員の再配分においても、また特別調査官の活動においても、また全般の、たとえば法人の調査割合または調査日数の配分におきましても、漸次大きな法人により多くの日数をかけ、より多くの割合で調査をするということにいたしてきておるといふところにも、その具体的な適用を見出し得るといふふうに思っております。以上の通りでございます。

○横山委員 先ほど一つ間接税の点で御質問するのを忘れておりましたが、私の意見を改めて伺いたいです。たとえば物品税、多くの品種の中で定価販売をされていない品物がたくさんあるのではありません。これは物品税のつかないものでもそうでありますが、今日の乱売合戦で、物品税は定価に対してかかるけれども、それが末端においてはほとんど定価を割って課税される。どうしてそういうことになるのかは別として、どうせそういうふうな乱売がされるものならば、もう少しその辺を業界と政府とよく懇談をしてもらって定価を下げさせて、それを定価販売させて、それに基づいて課税をするという指導ができないものであろうかというのをかねがね考えておるわけでありませぬ。これはしかし簡単なことではございませぬ。しかし商業道徳があるいはまた秩序が守られ得るならば、私は適正な課税、実質上安い物品税の納入というものも可能である、こういうふうにかねがね考えておるわけでありませぬが、そういう点について手をつけられておるのであるか

どうか。つけてないとするならば、なぜそれがうまくできないのであるか、この点について御所見を伺いたいと思ひます。

○村山政府委員 価格の問題なものですからあまり詳しくございませぬが、われわれが聞いている範囲では、物品税を通じての知識でございませぬが、御案内のように現在メーカーが定価を定めておるものがございます。小売の末端価格を定めておるものにつきましても、現在は小売価格から一定の経費率を引いてそれを課税標準にしておるわけでございます。しかし物品税の課税については、そういうものもありませんが、小売の定価の定めのないもの、メーカーがきめていないというものがございませぬ。従って、その意味で小売屋が別にきめてないという両方の種類があるわけでありませぬ。お話しになるのはその再販維持契約とか、そういう関係で、メーカーが自分の商業政策上小売価格を一定している場合のお話だと思います。最近聞いたところによりますと、特に電気製品の関係でございませぬが、だいぶ競争が激しくなりまして、定価を指示しておるのですが、小売屋さん自身の非常な競争が出てきて、定価を割って売つてあとでリベートを求めてくる。そのリベートに依りなくちやならぬ。メーカーの方も非常に競争が激しいので、そういう事態が起きておつて、なかなか手元は苦しいです、というふうなことを、われわれはメーカー側から聞いておるわけでございます。そういう意味で今の値引きしている値段が一定のところまで落ちつきますと、あるいはおっしゃる通りに、それをもって定価

というのではつきりきめることができないのかもしれないが、また何分にも市場が不安定と申しますか、こう流動しておりますと、経過的には、定価を定めておるものについても、今言つたような現象が出てくるのではないかと、こう思つておるわけでありませぬ。ですから、そういう場合の値段の抑え方というふうなものを、どういふふうにして励行していくか、またそれを納税者がはつきりつかみとるためにはどうしたらいいかという、確かにこれは減税が行なわれたということはどうしたらいいかという具体的な問題については今後詰めて参りたいというふうにわれわれは今考えております。

○横山委員 この問題はもう少し私も検討を深めたいと思ひますが、きょうは時間がございませぬから、これだけにしておきます。それから、もう一つ所見を伺つておきたいのは、私も今検討しておるのではありませんが、資産税関係であります。今日のように土地の売買が至るところで行なわれ、普通の売買でなくて、土地の売買によつて差額を得るといふ観点で売買が行なわれておるのでありますけれども、一般的にいって、これがすべての問題にいついていいほど問題があるような気がいたします。これは十分におわかりのことだと思つておりますが、国税庁としても資産税関係、譲与税等について少しPRが足らぬのではないかと、起きてしまつてから、あなたも幾らで買ったか、証拠があるのかないのかという紛争を常にあらゆる件数ごとにつけておる現状について、何か事前に考へべき点があるのでは

はないか。このためには、資産の譲渡が行なわれたり譲与がされた場合においては、当然こうなるのだというPRを国民に徹底をさせることが今となっては一番重要不可欠なことではないか。もう国民の納税者にとつて、資産の譲渡をするときには、常識のようないろいろなことが考えられるという今日の現状については、私も相談を受けければいろいろなことは言ひますけれども、これが一つの常識になつておる現状について、何か根本的に工夫をすべきではないか。何とかしてもらいたいという要請を受けて、私どもも公正に答えておるのではありますけれども、普遍的にこういうムードが起つておるときには、私どもとしてもなかなかい

く言ひたいことがあるわけでありませぬ。評価の方法——前から議論があるのであります。国と県と市との間に評価の方法も違ふということも問題であらうし、それから、このように各所で売買あるいは譲渡が行なわれておるときにおいては、国税庁内部でその担当者が非常に不足をして十分な調査もできかねるという点も大きな欠陥の一つであります。しかしかりに人数をふやしたところで、今もう無尽蔵といつていいほど行なわれておるときに、氷山の一角を堀り出すようなものである。この問題については、最近のような資産の譲与が多いときには、何か一つ抜本的に、公的なムードができる、そのためには、もう十分なPRができて、みんながそのつもりになつてやるような方法が考えられなくては——一カ所のところをほとんど追及して、その人が他に比べて非常な犠牲を負う。それは犠牲でないとおっしゃるかも

しれぬが、均衡論としては非常に犠牲を負うという点については考へべき点があるのではないかと、こう思われるのであります。抽象的でおわかりにならなかつたかもしれませぬけれども、何かそういう問題についてどういふ角度で検討せられ、進められておるか。単に行政上ばかりでなくて、一般論として一つ御意見を伺つておきたい。

○原政府委員 お話の角度、御趣旨は私も全然同感でございます。お話の土地の譲渡による所得が非常に問題であるといふので、近年資産税関係の係員はこれに非常に忙殺されております。同時に、納税者の側も、お話のようなPRが足らないということから、まあ考へてみればそれは当然納税すべきかもしれないが、よくわからぬ、知らなかつたというふうなこともあると思ひます。そこで、私、PRにつきましても今部内に命令してこういうことを用意させております。やはり何といつても多くの人が登記所を行った場合に、土地を売るあるいは家を売ると税はこうなりますというふうなリーフレット、こういうようなものを置いておいて、渡していただくというふうなことが一番よくはないか。もちろん、そういうものができれば単に登記所だけでなくて、署にも置きますし、またいろいろな協力団体にも回したいと思ひますが、これを先般来言いつけてやらせておりますので、あるいはもつとほかには、いろいろのラジオであるとかあるいは講演会その他文書で流すというふうなことも必要かと思ひますが、これは確かに、この譲渡については何年か一回あるいは一生に一回というふうなものであるからどうしてなじみが薄い。

それには格別、そういう場合の税のやり方、規定というふうなものをPRする必要があるのであるというふうに思つて、準備を進めておきます。おかれておるのはまことに申訳ないと思つて、私、帰りまして、きわめて早くこれをやり上げて徹底させたいと思つておきます。

なお、担当者につきましても、先ほど申し上げました通り、定員の再配分でも資産税は法人税ほどのなんではありませんが、割合にすれば相当多すぎ込んでおられますし、また今後もここに力を入れなければならぬという気持ちでやっておりますので、世の中で土地の譲渡関係の経済現象が非常に大きいくれ上がつておるといふことに對するかまが、おつしやる通りおくれおくれであつたという点はまことに申訳ないと思つておられますが、気がついてせつかく努力しておりますので、なお十分ごらんになつていろいろお教え願ひたいというふうにお願ひいたします。

○横山委員 私どもの党では、株だとか土地による所得については、本人にとつては非生産的な不労所得であるという考え方をすでに持つておるわけでありまして、でありますから、株の配当についてはあまりいい条件を備えようということについては賛成しませんが、土地の売買所得について特に軽減をしようというふうな気持ちもございません。また、最近の過当広告といひます。テレビの広告や銀座の辺にあるネオンの広告なんか税金が一文もついていないという、そんなばかげたことはあるはずがないという考え方を持つておるわけでありまして、その基盤に立つてのお話の三税につきましましては、もう少しやっぱり全般

の納税状況、国税官署と、それからこれは県でも市でもさうであります、納税者の関係がもう少し明朗に紛争が解消するような方法が考えられなくては、いつまでたつても常識的問題が起る。常識的にすべての件については、問題が起る今日の状況については、すみやかに何かの方法をもつて改善をすべきである、こう考へておるわけですが、そのことは単に国税庁の問題でなくして主税局の問題である面も非常に多いと私は思つておるわけですが、それは土地の売買というものをやればもうかるという、もうかるということが一つの問題で、それなるがゆゑに住宅、宅地を確保することが困難であるといふことにも通じますし、何かそれについて行政上のPRでも私はやつていた方がいいといふのでありますけれども、PRや広告だけでは解決ができません、大蔵省だけでは解決がなかなか困難である。その点では建設省なり他の所管省とこれらの問題について善処すべきであると考えておるわけでありまして、主税局長の御見解を伺つて私の質問を終わりたいと思つておます。

○村山政府委員 今の土地の値上がり問題でございますが、これを税制で何らか防止する方法はないのかといふことは、実は税制調査会で一昨年問題になりました。その際いろいろ論議がかわされましたが、そのうち土地がわ利用の目的でなくて、投資物、投資の目的として買われる、あるいは極端に言いますと、投機目的として買われ、それによる値上がり、これは何として防止すべきものである。最近の事情を見ますと、それによる部分が相当ある

といふふうにお願ひいたします。もちろん実質的には利用価値は上がつておる。高層ビルを建てるから坪当たりの面積の利用率は上がつてきたとか、あるいは全体の需要がふえたとか、こういう事情はありますが、今のそれに投資物あるいは投機物としての値上がりする部分について何らか打つ手はないものかといふことを、御案内のように、そのときにもうけた者に所得税をかけるということ、それからその方から打つ手もあるし、それからそういうことは困難にするように、取得する方の側から見ますと、これは不動産取得税の操作で何とかいかないか、あるいは投資、投機で持ったものはある期間持つてあるから、空閑地を持つておるようなものについては、これは空閑地利用税といふようなものはどんなものであろうか、あるいは譲渡所得の課税についても、その所有期間の長短によつて區別することはどんなものであろうか、短いものは比較的売買の目的で初めから取得したものと見て重い税金をかけていく、その方法はいろいろ論議されたわけでございます。その際一番むづかしかつた問題は、土地が実質的に上がつておる部分と、それから今の投機、投資で上がる部分、この二つの要素があるわけですが、先に税が先行しますと、将来実質価値の値上がりによつて上がるのであろう将来の価格を早く形成してしまふ、逆に言いますと、かけると将来上がったであろう値上がりから早く来てしまふ、こういう要素があつたら大へんだ、だからその問題はなるほど理論としては考えられるが、実効問題として税だけがそれらる方法で先行した場合には非常な危険

なしとしない、そういう意味ではこの問題は単に税だけの問題でなくて、本質的に土地全体の供給の問題であるとか、宅地をふやすというふうな努力とか、あるいはそういう需給関係の調整等からまず手をつけて、その一環としてそれに既成した一部として適当な税制上の措置をとつた方が安全である、こういうふうな見解で実はそのままだになつたわけでございます。われわれ今日におきましても同じような考えを持つております。ただ何うとこれによりまして、政府もだんだん総合政策——建設省あたりを中心にして、この対策について総合対策を立てるやに聞いておられますが、その際にはわれわれもできるだけの参加をして、おつしやつたような所期の成果を上げるような措置を考へてみたい、かように思つております。

○小川委員長 次会は来たる十六日午前十時より理事会、十時三十分より委員会を開会することにし、本日はこれにて散会いたします。

午前十一時五十六分散会

大蔵委員會議録第七号中正誤

ページ	段行	誤	正
一八一	二	有証券券	有証券券
二二	四一一	該当す	該当す
二三	三一六	「第二十七條第七項	「第二十七條第七項
六二	二	第七百三十四條第三項の表の各行間にそれぞれ縦線を入れる	第七百三十四條第三項の表の各行間にそれぞれ縦線を入れる
六二	四	退職所得金額	退職所得金額
七	四	退職所得金額	退職所得金額